

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和5年度
計画主体	雲南市

## 雲南市鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

担当部署名 農林振興部 林業畜産課  
所在地 島根県雲南市木次町里方521番地1  
電話番号 0854-40-1050  
FAX番号 0854-40-1059  
メールアドレス ringyouchikusan@city.unnan.shimane.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	①イノシシ②ニホンザル③ニホンジカ④ヌートリア ⑤タヌキ⑥カラス⑦アナグマ⑧アライグマ⑨サギ類 ⑩カワウ⑪ノウサギ⑫ツキノワグマ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	雲南市

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状(令和3年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
①イノシシ	水稲・野菜	11,134千円/3,030a
②ニホンザル	水稲・野菜	656千円/48a
③ニホンジカ	造林木	—
④ヌートリア	水稲・野菜	205千円/21a
⑤タヌキ	野菜・果樹	33千円/4a
⑥カラス	野菜・果樹	—
⑦アナグマ	野菜・果樹	—
⑧アライグマ	—(未確認)	—
⑨サギ類	水稲・魚類	310千円/35a
⑩カワウ	魚類	—
⑪ノウサギ	造林木	—
⑫ツキノワグマ	果樹・蜜蜂	125千円/16a

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積(被害面積については、水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

(2) 被害の傾向

①イノシシ 市内全域に生息し、中山間地域を中心として水稲被害が発生している。収穫期以外にも家屋周辺や畦畔の掘り返しといった生活被害が多数発生している。また、以前は出没のなかった街部周辺でも目撃や被害が発生している。
②ニホンザル 木次町、三刀屋町、吉田町及び掛合町に生息し、主に野菜や果樹への被害が発生している。防護柵や追い払い等の対策を実施しているが、被害は拡大している。
③ニホンジカ 中国山地側(市南部)から分布が拡大しており、市の北部でも目撃や捕獲があることから、生息数は増加傾向にあると考えられる。主に幼齢木や樹皮などへの摂食害や角こすりなどの林業被害が発生している。
④ヌートリア

<p>市内を流れる斐伊川流域の河川付近にある農地で被害が発生している。主に野菜や水稲への被害が多く、水田の畦に穴を開ける等の生活被害も発生している。</p> <p>⑤タヌキ 市全域で主に野菜への被害が発生している。</p> <p>⑥カラス 市全域で主に野菜への被害が多く発生している。</p> <p>⑦アナグマ 農地に限らず住宅地周辺でも出没している。農作物被害のほかに住宅敷地内に侵入する生活被害もあり、生息域は拡大していると考えられる。</p> <p>⑧アライグマ 被害報告はないが、大東町、加茂町で捕獲実績があり、今後対策が必要となると考えられる。</p> <p>⑨サギ類 田植え後の苗の踏み付けや漁業者が放流した稚魚の食害が発生している。また、住宅地付近に営巣し、糞や鳴き声による生活被害も発生している。</p> <p>⑩カワウ 放流稚魚の食害が報告されている。</p> <p>⑪ノウサギ 市南部の造林地内において、幼齢木への食害が報告されている。</p> <p>⑫ツキノワグマ 主に市南部の山間部で生息が確認されており、柿や栗、養蜂で被害が発生している。また、民家や通学路付近で目撃されることもあり、人身被害の懸念や周辺住民の心理的な影響もある。</p>
--

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
- 2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和7年度）
被害金額	12,503 千円	9,002 千円
被害面積	3,158 a	2,463 a

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
- 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p><b>【捕獲体制の整備】</b></p> <p>①雲南市猟友会の協力により有害鳥獣駆除班を編成し、有害鳥獣の駆除と個体数の調整を図った。</p> <p>②駆除の活動経費として駆除班員1人に対し年間1万円を補助しているほか、駆除班加入を促進するため若年層や新規加入に対する補助も行った。</p> <p>③狩猟免許取得を促すため、免許試験にかかる事前講習会費用を助成した。</p> <p><b>【捕獲機材の導入】</b></p> <p>④中型動物捕獲用の箱わなを購入し、住居や農地周辺での捕獲を図った。</p> <p><b>【捕獲鳥獣の処理方法】</b></p> <p>⑤平成29年度に、市内にイノシシ食肉加工施設を整備した。</p>	<p><b>【捕獲体制の整備】</b></p> <p>駆除班員数は増加傾向にあるが、全体的に班員の高齢化が進んでいる。生業を抱えながら駆除活動を行う班員が多く、即時に被害対応できない場合がある。班員の確保にあわせ、捕獲技術や捕獲に対する動機付けの向上を図る必要がある。また、近年は鳥獣による生活被害の相談も増えており、どのような体制で対応すべきか課題が残る。</p> <p><b>【捕獲機材の導入】</b></p> <p>過去に導入した機材の経年劣化や有効活用の進め方に課題がある。</p> <p><b>【捕獲鳥獣の処理方法】</b></p> <p>食肉利用が進められているが、多くは埋設処理がなされている。安定的に食肉加工できる体制の確立が課題である。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p><b>【侵入防止柵の設置・管理】</b></p> <p>①市の事業で、電気柵やワイヤーメッシュの資材購入にかかる補助（補助率1/3以内）を行った。</p> <p>②国の交付金を活用し、営農組織等にワイヤーメッシュの設置事業を行った。</p>	<p><b>【侵入防止柵の設置・管理】</b></p> <p>防護柵設置後の適正な管理が不十分で被害が拡大している箇所もある。農地以外の被害に対する対策が課題になっている。</p>
生息環境管理その他の取組	<p><b>【緩衝帯の設置】</b></p> <p>①被害相談の際に、農地周辺の環境整備の推進を啓発した。</p> <p><b>【追上げ・追払い活動】</b></p> <p>②追払い用火火の講習会を開催し、地域ぐるみの対策を推進した。</p> <p><b>【放任果樹の除去】</b></p> <p>③放任果樹の除去や野菜残渣の放置をしないよう告知放送等で啓発した。</p> <p><b>【被害防止技術・知識等の普及】</b></p> <p>④島根県の協力のもと、集落等で出</p>	<p><b>【緩衝帯の設置】</b></p> <p>緩衝帯を整備したあと、継続して維持・管理することに課題がある。</p> <p><b>【追上げ・追払い活動】</b></p> <p>集落住民の減少や高齢化により地域ぐるみの追払い活動が困難になりつつある。</p> <p><b>【放任果樹の除去】</b></p> <p>空き家や耕作放棄地にある放任果樹の管理に課題がある。</p> <p><b>【被害防止技術・知識等の普及】</b></p> <p>非農家の意識向上を図る必要がある。</p>

	前講座を開催し、鳥獣の生態や対策について研修会を行ったり、電気柵の適切な設置について支援を行ったりした。	
--	--	--

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

<p><b>【捕獲に関する取組】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き雲南市猟友会や関係団体と連携し有害鳥獣の捕獲を実施する。</li> <li>・近年、イノシシの被害が通年化しているため、近隣の自治体と連携した捕獲に関する取組を検討する。</li> <li>・GPS 発信機等の I C T 機器を活用し、捕獲効率の向上を図る。</li> <li>・農林地や民家に出没するアナグマやヌートリアなどの中型動物については、被害者自ら捕獲できるよう許可手続きを整備する。</li> </ul> <p><b>【担い手確保の取組】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・狩猟免許取得にかかる経費の一部を助成し、捕獲を担う狩猟者の確保を促進する。</li> <li>・銃猟免許所得者の確保に向けた対策を検討する。</li> <li>・狩猟免許取得を推進するため、市の広報紙やホームページなどの媒体を通じて試験日等を広報する。</li> <li>・捕獲実施者の技術向上のため、島根県の協力のもと研修会や指導・助言を行う。</li> </ul> <p><b>【捕獲体制の整備】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市職員による鳥獣被害対策実施隊を編成しているが、その他の隊員の任命に向けて関係機関と協議する。</li> </ul> <p><b>【防護柵設置に関する取組】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国の交付金を活用し、集落単位で取り組む広域的な防護柵設置を推進する。</li> <li>・市が行う防護柵設置補助事業について、対象資材や要件を拡大し、被害防止に効果的かつ効率的な補助事業を実施する。</li> </ul> <p><b>【地域ぐるみの被害対策の推進】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非農家も含めた集落ぐるみの対策の意識を高めるため、地域住民を対象に研修会を開催し、有効な被害防止策に関する知識の習得や啓発を行う。</li> <li>・地域住民向けの研修会を開催し、地域における鳥獣被害対策の中心的な役割を担う指導者を養成する。</li> <li>・交付金等を活用して侵入防護柵を設置した地域を被害ゼロ地域として指定し、集中的に被害対策を行い、被害金額の減少を図る。</li> </ul> <p><b>【ジビエの利活用の推進】</b></p>
--

- ・近隣の市町と連携し、既存の食肉加工処理施設への搬入を推進する。
- ・施設整備等を通じて、安定的な受け入れ体制を構築する。
- ・食肉利用等の販路拡大を図り駆除個体の有効活用を推進する。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ・雲南市猟友会員で編成する有害鳥獣駆除班によって対象鳥獣の捕獲を実施する。
- ・市職員による鳥獣被害対策実施隊を編成しているが、その他の隊員の任命に向け関係機関と協議する。

(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。

3 捕獲等を推進する上で、鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

#### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度 ～ 令和7年度	イノシシ、ニホンジカ	・狩猟免許取得を推進し、人材の確保を進める。 ・捕獲機材を整備する。
	ニホンザル	・GPS装置を活用した出没情報を駆除班と共有することにより捕獲効率を高める。 ・捕獲機材を整備する。
	ヌートリア、タヌキ、アナグマ、アライグマ、ノウサギ	・農林漁業者や被害者自らによる捕獲を推進する。 ・特定外来種は、被害対策をより進めるため、特定外来種法に基づく主務大臣による確認・認定を検討する。 ・捕獲機材を整備する。
	カラス、カワウ	・被害や出没の情報を集約し、効果的な捕獲を実施する。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

#### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>・全鳥獣種共通 近年の捕獲頭数や被害状況および捕獲体制を勘案し、被害軽減に有効かつ達成可能な捕獲計画とする。</li> <li>・サギ類 平成29年7月以降は捕獲を中止している。</li> </ul>

・ツキノワグマ

島根県第二種特定鳥獣管理計画に基づき対応するため、捕獲目標は設定しない。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
①イノシシ	2,000頭	2,000頭	2,000頭
②ニホンザル	40頭	40頭	40頭
③ニホンジカ	50頭	50頭	50頭
④ヌートリア	150頭	150頭	150頭
⑤タヌキ	100頭	100頭	100頭
⑥カラス	50羽	50羽	50羽
⑦アナグマ	120頭	120頭	120頭
⑧アライグマ	－頭	－頭	－頭
⑨サギ類	－羽	－羽	－羽
⑩カワウ	30羽	30羽	30羽
⑪ノウサギ	10頭	10頭	10頭
⑫ツキノワグマ	－頭	－頭	－頭

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
<p>①イノシシ 主にわなによる捕獲を実施する。期間は、原則として狩猟期間を除くこととするが、被害が著しい場合は、狩猟期間中であっても場所や期間を定めて捕獲を実施する。また、近年は被害が通年で発生していることから、近隣自治体と連携し、通年で捕獲を行うなどの広域的な取組を検討する。</p> <p>②ニホンザル 銃器による捕獲を基本とするが、被害の多く発生している地区では、箱わなや囲いわなによる捕獲やGPS装置を活用した行動追跡を実施する。狩猟鳥獣でないことや被害の発生状況を考慮し期間は通年とする。</p> <p>③ニホンジカ 主に箱わな、くくりわなによる捕獲を実施する。期間は、狩猟期を除く。</p> <p>④ヌートリア 河川流域や農地周辺において、箱わなによる捕獲を実施する。期間は、狩猟期を除く。</p> <p>⑤タヌキ 農地や民家周辺において、箱わなによる捕獲を実施する。期間は、狩猟期間を除く。</p> <p>⑥カラス 主に銃器による捕獲を実施するが、銃器による捕獲が困難な地域では、追払いを積極的に行うとともに箱わなによる捕獲を実施する。</p> <p>⑦アナグマ</p>

<p>農地や民家周辺において、箱わなによる捕獲を実施する。期間は、狩猟期間を除く。</p> <p>⑧アライグマ 農地や民家周辺において、箱わなによる捕獲を実施する。期間は、狩猟期間を除くこととするが、民家周辺に出没する個体は狩猟期以外も捕獲を実施する。</p> <p>⑨サギ類 営巣地の除去や追払いを実施する。現在は捕獲を中止しているが、捕獲する場合は、被害状況等を十分に勘案し関係機関と協議のうえ期間や場所を定めて実施する。</p> <p>⑩カワウ 銃器による捕獲を実施する。営巣地を特定し、営巣地の除去や追払いを実施する。期間は、通年とする。</p> <p>⑪ノウサギ 被害が発生している造林地内を中心に、主にわなによる捕獲を実施する。期間は、狩猟期を除く。</p>
---

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。  
2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
なし

- (注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
なし	なし

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ (国交付金事業)	ワイヤーメッシュ L=約4,000m	ワイヤーメッシュ L=約4,000m	ワイヤーメッシュ L=約4,000m

全鳥獣種 (資材費の一部を 市で補助)	ワイヤーメッシュ、 電気柵、ネット等 L=約 40,000m	ワイヤーメッシュ、 電気柵、ネット等 L=約 40,000m	ワイヤーメッシュ、 電気柵、ネット等 L=約 40,000m
---------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。  
2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
全鳥獣種	・防護柵の適正な管理を推進するため、現地での指導や市報等を活用した広報に努める。	・防護柵の適正な管理を推進するため、現地での指導や市報等を活用した広報に努める。	・防護柵の適正な管理を推進するため、現地での指導や市報等を活用した広報に努める。

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度 ～ 令和7年度	全鳥獣種	・地域住民を対象に研修会を開催し、地域ぐるみの被害防止対策を啓発・推進する。 ・被害現場において必要に応じて指導や助言を行ったり被害防止に効果的な提案を行ったりする。
	ツキノワグマ	・島根県と協力してクマに関する学習会を学校等で開催し、正しい知識を習得する機会を提供する。 ・目撃情報を安心安全メール等で住民に周知し注意喚起を行う。

- (注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

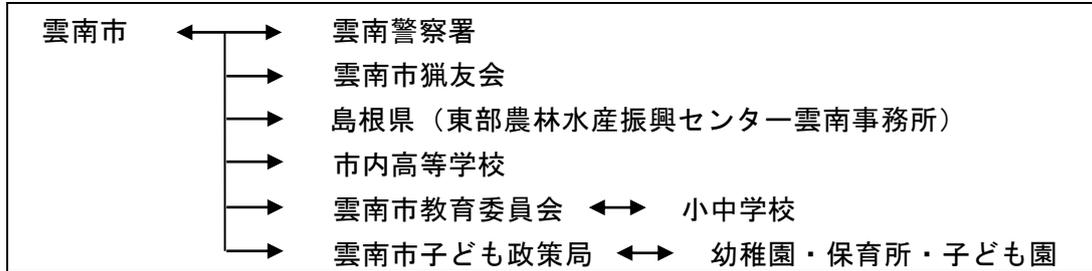
関係機関等の名称	役割
雲南市	市民の安全確保等のため関係機関・部局と連携し、被害対応等を行う。
雲南警察署	必要に応じてパトロール等を行う。
雲南市猟友会	市からの要請により、駆除等の対応をする。
島根県(東部農林水産振興センター雲南事務所)	被害対応等について、必要な指導や助言を行う。

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。  
2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記

入する。

- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣は、環境に配慮したうえで適切に埋設処理とするが、埋設に係る労力低減のため処理施設の整備を検討する。イノシシについては、可能な限り食肉加工施設へ搬入する。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	現状 (R3 年度) 75 頭/年 目標 150 頭/年
ペットフード	ペットフード 現状 (R3 年度) 0 頭/年 目標 10 頭/年
皮革	皮革 現状 (R3 年度) 5 頭/年 目標 40 頭/年
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

・既存の食肉加工処理施設への搬入を推進し、貴重な地域資源として有効利用を図る。  
 ・食肉処理加工施設の施設増強や販路拡大等を支援し、安定した受け入れ体制を構築する。  
 ・受け入れ個体の残渣や未利用部位の利活用に向けた新商品の開発を支援する。  
 【年間処理計画頭数】現状 (R3 年度) 75 頭/年 目標 150 頭/年  
 【運営体制】処理加工施設運営者  
 【安全性の確保】捕獲から搬入までの衛生管理についても、雲南市鳥獣被害対策協議会等において適宜研修会を開催し、施設の受け入れ基準における衛生管理を徹底する。

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての

安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

処理加工に携わる者は、食品安全基本法に基づき研修会等に参加し資質の向上を図る。

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	雲南市鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
雲南市	施策の立案、対策の実施指導、被害調査
雲南市農業委員会	農業関係の被害の情報提供
雲南市猟友会	捕獲の実施（狩猟、駆除）
島根県農業協同組合（雲南地区本部）	農業関係の被害の情報提供、被害防止対策の指導及び協力
斐伊川漁業協同組合	水産関係の被害の情報提供、被害防止対策の指導及び協力
大原森林組合	山林関係の被害の情報提供、被害防止対策の指導及び協力
飯石森林組合	山林関係の被害の情報提供、被害防止対策の指導及び協力
島根県農業共済組合（雲南事業所）	農業共済による被害の情報提供、被害防止対策の指導及び協力
島根県鳥獣保護管理員	被害の情報提供、被害調査、被害防止対策の指導

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。  
2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
島根県（東部農林水産振興センター雲南事務所）	施策の立案、対策の実施指導・助言、被害調査

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。  
2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。  
3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

市職員による実施隊を編成しているが、その活動内容を検証したうえでその他の隊員の任命を行う。捕獲を担う対象鳥獣捕獲員の任命については、雲南市猟友会と協議

する。

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

なし

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

広域的な鳥獣対策を進めるため近隣市町との連携や情報共有を図る。

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。